

⑫膨大な災害廃棄物の処理促進

■具体的な施策等

- 有害物質のモニタリング調査等

有害物質のモニタリング調査等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	環境省
節	(3)	
項	⑫	作成年月
目	(i)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
<p>被災地において、倒壊した建築物の解体作業等によるアスベストの飛散、被災した工場等からの有害物質の大気・公共用水域（河川・海域）・地下水・土壌等への漏出、津波による廃棄物の海洋への流出や油汚染等により、国民の健康への悪影響や生活環境の悪化が懸念されたため、平成 23 年度において有害物質等による環境汚染の有無・程度等の被災地の環境に関する基礎的な情報を対象に、アスベスト、大気環境、水環境（公共用水域、地下水、海洋環境、閉鎖性海域）、土壌環境等の緊急的モニタリング調査を実施した。平成 24 年度においては、経年的な状況を把握するために、前年度に引き続き平成 24 年度もアスベスト、水環境等のモニタリング調査を実施し、結果を随時公表。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>1. アスベスト大気濃度モニタリング調査 アスベストの大気濃度調査を実施し、住民等の安全・安心の確保に向けたより一層の飛散・ばく露防止施策の推進を図る。青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県を対象とし、平成 25 年度は約 500 地点で実施し、結果がまとまり次第随時公表予定。</p> <p>2. 海洋環境モニタリング調査 海洋環境については、平成 24 年度に引き続き、汚染状況の経時的な変化を監視するため、青森県沖から福島県沖において年 3 回程度の調査を実施し、結果がまとまり次第随時公表予定。また、国内外において関心が高まっている震災起因漂流物について、24 年度の漂流予測結果を踏まえ、引き続き漂流シミュレーションによる状況把握・予測等を実施予定。</p> <p>3. 化学物質環境実態追跡調査 今年度も引き続き被災地の沿岸域において、環境基準等が設定されていないものの、有害性等が懸念される物質（残留性有機汚染物質（POPs）及び化学物質排出把握管理促進法に基づき排出量等の届出が必要とされる物質（PRTR 届出対象物質）等の被災地における残留状況を把握するため、環境省が従来より実施している化学物質環境実態調査の測定地点等を中心に、被災や津波による影響、PRTR 制度に基づく届出情報、平成 23、24 年度に実施した調査結果等を踏まえ、調査地点を選定した上で調査を実施し、結果を取りまとめるとともに、3 年間（平成 23～</p>		

25年度)の調査結果を総括し公表する予定。

4. 被災地における石綿によるばく露に関する調査

平成 23、24 年度に、被災地における石綿ばく露の現状を把握するため、岩手県、宮城県及び福島県を対象に聞き取り調査等を実施し、その結果をとりまとめ、調査を終了した。

中・長期的(3年程度)取組み

東日本大震災により、被災地においては、建築物解体等や瓦礫処理などによるアスベストの飛散や処理されず仮置きされた瓦礫による有害物質等の海洋への流出等により環境汚染の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供する必要から環境モニタリング調査等を実施する。

なお、化学物質環境実態追跡調査は、3年間(平成 23~25 年度)の調査結果を総括し公表する予定。

期待される効果・達成すべき目標

モニタリング調査等の実施により、被災地周辺における有害物質等による環境汚染の状況を把握し、飛散及びばく露防止対策の推進を図るとともに、国民への迅速な情報提供により不安を解消することで復旧・復興に資する。

(定量的な効果・目標が示せない理由)

モニタリング調査等は、有害物質等による環境汚染の状況を把握し飛散及びばく露防止対策へフィードバックを行うことで、状況に応じた対策の拡充・推進を図ること、国民への迅速な情報提供を行うことが目的であるため、定量的な効果・目標を示すことは困難。

平成25年度予算における予算措置状況

・環境モニタリング調査 1,309 百万円【復興特会】